

## 令和7年第12回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年12月25日(木)午後1時30分から2時13分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	大久保暢夫
会長職務代理者	3番	樋口なぎさ
	4番	西岡 秀輝
	6番	栗山 浩和
	8番	有澤 節子
	10番	公文 啓子
	11番	千光士伊勢男
	12番	小松 昭則
	13番	小松 豊喜
	14番	小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
報告第2号	農地法第18条6項解約通知報告について
議案第3号	農地法第3条許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項許可申請について
議案第6号	非農地証明願について
	その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松重矢
事務局農地係長	弘井恭介

## 8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。  
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。  
定数13人、欠席2人、出席数11人であります。  
欠席委員の5番川島委員、9番福本委員から、それぞれ所用のため欠席の届けが  
あっております。また、4番西岡委員から遅参の届けがっております。

次に、事務の概要報告をいたします。  
12月23日に高知市で開催されました、第117回常設審議委員会に弘井係長が出席  
しております。  
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませ  
んか。  
(「異議なし」の声あり)  
はい、「異議なし」と認めます。  
よって、本定例会の日程は本日1日と決定いたします。  
会議規則第21条第2項の規定により議事録署名委員に、小松昌平委員及び大久  
保暢夫委員を指名いたします。

議長 それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたし  
ます。

事務局 議案書は1ページをお開きください。  
(小松) 報告第1号 農地法第3条の3届出についてです。  
今回は、9件の届出が出ています。

届出番号1番です。  
権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の1筆で、面積は112 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の6筆で、面積は合計2,994 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口ほかの合計6筆で、面積は合計2,156.50 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は合計785 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の2筆で、面積は合計2,898 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号6番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり下山の2筆で、面積は合計1,682 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号7番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の7筆で、面積は合計2205.30 m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号8番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の29筆で、面積は合計8,073 m<sup>2</sup>です。相続により

所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号9番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり港町1丁目の2筆で、面積は合計156㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは説明いたします。議案書は6ページです。今回は1件の届出がありました。届出番号1番です。賃貸人、借借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり伊尾木の1筆です。地目は田で、面積は1,067㎡です。令和2年2月から10年間の賃借権が設定されていましたが、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 ただいまの報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が

説明いたします。

事務局 議案第 3 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。議案書は 7 ページ  
(小松) になります。今回は 5 件の申請がありました。

申請番号 1 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内の 3 筆で、面積は 429.3 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しております。所在地は、8 ページに地図を掲載しております。穴内小学校の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は水稻やナスを栽培し、農業を営んでおります。今回の申請地にも水稻を栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稻やナスを栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間 300 日が 4 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12 月 10 日に小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

申請番号 2 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、面積は503㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しております。所在地は、9ページに地図を掲載しております。土居、中ノ橋の北西方向にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスを栽培し農業を営んでいます。今回の申請地には、水稻の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。譲受人の所有する農地に、一部、耕作できていない農地が見受けられましたので、併せて解消計画も提出していただきました。次に、農地所有適格法人要件は、譲受人は個人ですので適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、引き続き地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、12月8日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の1筆で、面積は221㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、シイタケや野菜の栽培を予定しております。

所在地につきましては10ページに地図がございます。市営住宅安芸東団地の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査

書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はこれまでに10年ほど畑で野菜を栽培した経験があります。今回の申請地にも、シイタケや野菜の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間250日が1名と100日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはシイタケや野菜の栽培が予定されており、引き続き地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、12月12日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

申請番号4番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の1筆で、面積は1,067㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しております。所在地は、11ページに地図を掲載しております。伊尾木小学校の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はナスや水稻を栽培し農業を営んでおります。今回の申請地でも水稻の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ナスや水稻を栽培し農業を経営しております。農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名と 250 日が 1 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、12 月 11 日に内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

申請番号 5 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の 1 筆で、面積は 372 m<sup>2</sup>です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しております。所在地は、12 ページに地図を掲載しております。栃ノ木橋の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は公務員ですが、相続などにより既に所有している農地でユズの栽培をしております。今回の申請地でもユズの栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、公務員ですが、相続などにより既に所有している農地でユズの栽培をしております。農業に従事する予定者、年間 160 日が 1 名と 60 日が 2 名おります。このため、農作業を行う必要がある年間 150 日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、12月15日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、①を小松昭則委員、②を入交大輔委員、③を樋口なぎさ委員、④を私が報告します。⑤を小松豊喜委員、お願いします。

昭則委員 ①です。12月10日に現地を確認してきました。先程の事務局の説明のとおりです。

入交委員 ②です。12月8日に現地確認をしました。報告のとおりです。

樋口委員 ③です。12月12日に現地を見てまいりました。先程の説明のとおりです。

内川会長 ④です。先程の報告に間違いありません。

豊喜委員 ⑤です。12月15日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別に無いようですので、採決いたします。

議案第3号、農地法第3条許可申請について、原案どおり認め、許可することに賛

成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。  
よって、議案第3号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題として事務局が説明をいたします。

事務局 (弘井) 議案第4号の4条申請について説明いたします。今回は1件の申請が提出されております。議案書は13ページをご覧ください。  
申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、地目は田、面積は402㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。  
場所は14ページに地図を載せております。  
併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。  
場所は伊尾木地区、ローソン伊尾木東店の西側にある農地です。現地確認は12月12日に内川会長、黒岩委員にさせていただいております。  
次に農地転用許可基準について、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書で説明いたします。  
1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは第3種農地にあたると判断しております。理由は、ごめんなはり線伊尾木駅から概ね300m以内の距離にある農地であるためです。  
続きまして2の一般基準について説明いたします。  
検討事項①、申請理由ですが、申請人が現在居住している住宅が古くなったため、その住宅を取り壊し、跡地に息子夫婦が住宅を建築することを計画しております。そのため、申請人も現住宅の近くに住宅を新築することを計画しました。当該申請地は自己所有地の中で十分な広さもあり、近くにはコンビニなどもあって便利であるため選定したものとなっております。  
資力や信用及び遅滞なく転用が行われるかにつきましては金融機関の発行する融資見込み証明書の写しを確認し、問題ないと判断しております。  
計画面積の妥当性につきましては、現地調査及び申請書類確認の結果、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断しました。  
周辺農地への支障につきましては、当該申請地の北側は国道、南側は宅地、東側も宅地、西側は申請人所有の農地となっております。生活排水は浄化槽で処理後、東側市道側溝へ、建物及びコンクリート敷部分への雨水はこちらも東側市道側溝へ、砂利敷き部分への雨水は自然浸透により処理する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、こちら土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請に係る土地と農業振興地域整備計画の関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、私が報告いたします。

内川会長 12日に黒岩委員と一緒に現地を確認いたしました。間違いございません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 ほかにないようですので、採決いたします。

議案第4号 農地法第4条第1項許可申請について、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第4号 農地法第4条第1項許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (弘井) 議案第5号の5条申請について説明いたします。今回はこちらも1件の申請が提出されております。

議案書は15ページをご覧ください。

申請番号1番、譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおり、地目は畑、面積は2筆で342㎡で、転用目的は倉庫、駐車場及び進入路の建設です。

場所は 16 ページに地図を掲載しております。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は庄之芝町にある農地です。現地確認は 12 月 9 日に公文啓子委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に別紙の A 3 サイズの農地法第 5 条調査書をご覧ください。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、こちらの農地は第 3 種農地にあたると判断しております。理由は、ごめんなはり線あき総合病院前駅から概ね 300m 以内の距離にある農地であるためです。

続きまして 2 の一般基準について説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は塗装業を営んでいますが、倉庫や駐車スペースが不足しているため、土地を探していたところ、譲ってもらえることとなりました。当該申請地は、現在ある事業用地に隣接しているため、他の土地をもって代えることができないことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、倉庫、駐車場及び進入路用地として転用面積が妥当であると判断しております。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側及び西側は同意のある農地、南側及び東側は宅地です。生活排水は発生せず、雨水については砂利敷部分は自然浸透、倉庫部分への雨水は集水桝に集水後自然浸透、コンクリート敷部分につきましては、勾配をつけて譲受人所有の宅地へ流入させ、自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断しております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではございません。

申請地は、都市計画区域内で、農業振興地域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類確認の結果、転用計画は許可相当であると判断しております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、公文啓子委員、お願いします。

公文委員 12 月 9 日現地を確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

別がないようですので、採決をいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項許可申請について、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

全員賛成です。

よって、議案第5号 農地法第5条第1項許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とし事務局が説明をいたします。

事務局 議案第6号、非農地証明願について説明いたします。議案書は17ページです。  
(弘井) 今回は4件の申請がでております。

それでは申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は畑、面積は211㎡となっております。

所在地の地図は19ページに掲載しております。川北地区JA高知県あき東支所の東方向にある土地です。現在は車庫が建っております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地については、昭和53年に申請人の父が車庫を建築、その敷地及び隣接地にある自己住宅への進入路として利用し、現在に至っております。現地の状況及び、安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。現地につきましては12月11日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただいております。

次に、申請番号2番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は田で、面積は3筆合計780㎡となっております。

所在地の地図は20ページに掲載しております。井ノ口公民館の南東方向にある土地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は市道南側については申請人の父が、隣接地と合わせて倉庫を建築しております。市道北側の方の2筆は申請人及び申請人の父が経営する会社の駐車場

及び資材置場として利用し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、12月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり、登記簿地目は田及び畑で、面積は4筆合計で1,375㎡となっております。

所在地の地図は21ページに掲載しております。井ノ口山田地区の東方向にある土地です。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

現地は30年ほど前から耕作していなかったため山林となり、現在に至ったことです。現地の状況及び航空写真を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。現地につきましては、事前に事務局が撮影した写真を12月10日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただいております。

次に申請番号4番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は田、面積は5筆合計で3,548㎡となっております。

所在地の地図は22ページに掲載しております。安芸ノ川地区にある土地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地ですが、字上北峰の3筆につきましては昭和50年頃、申請人の祖父がヒノキを植林、その他の2筆につきましては平成30年の豪雨災害により農地に土砂や流木が流入して、現地までの道路の復旧が令和5年までかかったことから、農地への復旧が不可能となったものです。現地の状況及びを確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上経過と、その他の2筆につきましては災害により復旧不可能ということで、非農地証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、事前に事務局が撮影した写真を12月15日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を①を西岡秀輝委員、②と③を大久保暢夫委員、④を小松光正委員、お願いします。

秀輝委員 ①です。さっきの説明のとおりです。

大久保委員 ②と③です。先程の説明のとおりです。

光正委員 ④です。先程の説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。  
(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決をいたします。  
議長 議案第6号 非農地証明願について、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。  
議案第6号については、申請どおり認定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。  
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局から2点ございます。  
まず1点目ですが、来年1月20日(火)午後1時30分から農業委員会全員研修会がオンラインで開催されます。こちらの会場で、皆さんが受講できるように事務局のほうで準備しますので、できるだけご参加いただきますようお願いいたします。日があまりないので、年明けてから1週間ほど、1月9日(金)までに欠席する方は連絡いただければと思います。1月20日(火)午後1時30分から農業委員会全員研修、約2時間ほど予定をしております。欠席することになる方は1月9日(金)までに電話いただければと思います。

もう一点目ですが、来月の定例会は当初の予定では1月26日(月)にしておりますけれども、去年も開催しました新年会、懇親会をやってはどうかという意見がございますので、その3日前の23日(金)に定例会を開催し、その日の夜、懇親会にしてはどうかという意見が出ておりますが、皆さんいかがでしょうか。金曜日のほうがよろしいでしょうか。それでは、定例会の日程も変更で23日(金)開催ということで、その日の夜は新年の懇親会を開催したいと思います。  
会場の都合で申し訳ないですが、定例会、懇親会を開催するときは15時とか15時半とかから会議をはじめておりましたが、夕方こちらに会議の予定が入ってますので、定例会の開催時間のほうは通常どおり13時半で開催したいと思います。

います。ちょっと間が空きますけど、それにつきましてはまた年明けていつものように定例会のご案内の時に懇親会のことも併せてご案内させていただきます。そしたら 23 日(金)で開催させていただきますので、よろしくお願いします。事務局からは以上です。

議長 以上で、本日の定例会の日程はすべて、終了しました。

事務局長 起立、礼

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 1 月 23 日

安芸市農業委員会  
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員